

令和8年台風第25号で被災された方へ

支援情報一覧

令和8年9月30時点

ご自宅の被災や生活の困りごとに対する主な支援制度をまとめました。災害の種別や規模により適用要件が異なりますので、詳細は各担当課にお問い合わせください。

罹災・被災証明書の発行

名称	概要	担当課	問い合わせ先
罹災・被災証明書、届出証明書の発行	罹災した家屋等に対する証明書を発行します。 ※被害にあった家屋を適正に評価するために、片付けや修理する前の状況の写真撮影にご協力ください。	消防防災課	33-1052

経済的な支援

名称	概要	担当課	問い合わせ先
災害弔慰金・災害障害見舞金 (罹災証明書が必要)	災害により死亡されたご遺族の方及び重度の障害を負われた方に対して見舞金を支給します。	社会福祉課	36-1151
災害援護資金貸付制度 (罹災証明書が必要)	負傷又は住居・家財に被害を受けたのうち、所得金額が一定の範囲内の方に対し、生活立て直しの資金の貸付を行います。	社会福祉課	36-1151
千葉県災害見舞金 (罹災証明書が必要)	災害により亡くなられた方のご遺族、重傷を負った方や、住家を全壊した世帯主等に対し、千葉県の基準により災害見舞金を支給します。	社会福祉課	36-1151

住まいの支援

名称	概要	担当課	問い合わせ先
浸水した家屋の感染症対策	住居が床上浸水された方で、感染症対策に不安のある方はご相談ください。	健康推進課	3 6 - 1 1 5 4
住宅の応急修理 (罹災証明書が必要)	災害により準半壊以上の被害を受けた住居の応急的な修理の一部を支援します。なお、修理費を支払ってしまった場合は対象外です。	建設課	3 3 - 1 1 0 1
賃貸型応急住宅の供与 (原則、罹災証明書が必要)	住宅に甚大な被害を受けられた方に対し、災害救助法に基づく賃貸型応急住宅の供与を千葉県において実施しています。なお、相談窓口は市町村になります。	建設課	3 3 - 1 1 0 1
土砂等の撤去	土砂や倒木により住家の被害を受けた方、又は住家が半壊以上の被害を受ける恐れのある方（現地確認にて判断します。） ※重機借上げや倒木撤去に係る費用を助成します。（上限 3 0 万円）	消防防災課	3 3 - 1 0 5 2

生活面の支援

名称	概要	担当課	問い合わせ先
災害ごみの受け入れ (罹災証明書、被災証明書、届出証明書が必要)	災害ごみ処理に係る手数料を免除します。	環境保全課	3 3 - 1 0 5 3

情報は市ホームページにて随時更新していきます。